

岩手県告示第283号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第5条第6項において準用する同条第1項の規定により、次のとおり都市計画区域を変更する。

平成29年3月31日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 変更に係る都市計画区域の名称 北上都市計画区域

2 変更に係る土地の区域

(1) 新たに都市計画区域に含まれる土地の区域（別紙図面のとおり。）

ア 北上市立花21地割、26地割、27地割及び28地割の各一部

イ 北上市更木20地割、21地割、29地割から32地割まで及び34地割の各一部並びに28地割、33地割、35地割及び36地割

ウ 北上市臥牛1地割から14地割まで

エ 北上市黒岩1地割から9地割まで、13地割から19地割まで及び21地割並びに10地割及び22地割の各一部

オ 北上市湯沢、平沢及び口内町

カ 北上市稲瀬町福田地、熊沢及び内門岡の各一部並びに岩川

キ 北上市和賀町横川目3地割、5地割、7地割、15地割、17地割、18地割、21地割及び22地割の各一部並びに19地割、20地割及び23地割から30地割まで

ク 北上市和賀町岩沢8地割、10地割及び12地割の各一部

ケ 北上市和賀町仙人1地割、2地割及び6地割から9地割までの各一部

コ 北上市和賀町山口18地割、23地割及び38地割の各一部

サ 北上市和賀町煤孫1地割の一部

シ 北上市和賀町岩崎新田1地割の一部並びに3地割、4地割、6地割、7地割、8地割、曙、旭ヶ丘、真栄、大東及び大和

ス 北上市和賀町岩崎1地割の一部及び2地割から9地割まで

(2) 都市計画区域から除外される土地の区域（別紙図面のとおり。）

ア 北上市和賀町横川目国有林1495林班から1497林班まで、1501林班及び1504林班の各一部

イ 北上市和賀町仙人国有林1401林班、1452林班、1453林班、1505林班、1604林班、1624林班から1626林班まで、1628林班、1635林班、1640林班から1642林班まで、1644林班及び1646林班から1648林班までの各一部

備考 「別紙図面」は、省略し、その図面を岩手県県土整備部都市計画課及び県南広域振興局土木部北上土木センター並びに北上市役所に備えておいて縦覧に供する。